

青森県報

第三千四百八十六号

平成二十四年
一月十一日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
右 同	同	三
地方卸売市場の開設の許可	総合戦略課	三
卸売業務の許可	同	三
保安林の指定予定	林政課	四
基本測量の終了	監理課	四
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	八地域(県民)局	四
公営企業		
勤怠管理システム機器等賃貸借に係る一般競争入札	病院業務課	五

告 示

示

青森県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定期間
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川字中桜川一八の一〇	サンタハウスソリニツクテスリハビリティ	弘前市大字大川字中桜川一八の一〇	平成 二〇二〇
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	松原ぬくもりの家	三沢市松原一丁目三一の三七〇四	二〇二〇
医療法人光和会	むつ市新町一〇の四六	にこにこ訪問介護ステーション	むつ市金曲三丁目五の二九	二〇二〇

青森県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指定期間
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
介護予防事業の種類				

社会福祉法人 弘前豊徳会	社会福祉法人 楽晴会	医療法人光和 会
弘前市大字大 字中桜川一 八の一〇	三沢市大町二 丁目六の二七	むつ市新町一 〇の四六
介護予防 センターハ シヨーン	介護予防 生活期入所 生活介護	介護予防 訪問介護
サンタハウス ソリハビク ンテ	松原ぬくもり の家	ここに訪問 介護ステーシ ョン
弘前市大字大 字中桜川一 九の一	三沢市松原一 丁目三の一 七〇四	むつ市金曲三 丁目五の二九
平成 二〇・二・三〇	二〇・六・一	二〇・二・三〇

青森県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
変更前	株式会社朝日介護	黒石市大町一丁目一八	黒石市八甲三四の四
訪問介護	訪問介護事業所朝日	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	黒石市八甲三四の四
変更後	株式会社朝日介護	黒石市大町一丁目一八	黒石市八甲三四の四
変更	年月日	平成二〇・六・一	

青森県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予

防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業者
変更前	株式会社朝日介護	黒石市大町一丁目一八	黒石市八甲三四の四
訪問介護	訪問介護事業所朝日	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	黒石市八甲三四の四
変更後	株式会社朝日介護	黒石市大町一丁目一八	黒石市八甲三四の四
変更	年月日	平成二〇・六・一	

青森県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者
変更前	株式会社朝日介護	黒石市大町一丁目一八	黒石市八甲三四の四
居宅介護支援	居宅介護支援事業所朝日	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	黒石市八甲三四の四
変更後	株式会社朝日介護	黒石市大町一丁目一八	黒石市八甲三四の四
変更	年月日	平成二〇・六・一	

青森県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人弘愛会	名称	居宅介護事業者	
		主たる事務所の所在地	
弘前市大字宮川三丁目一の四		居宅介護事業の種類	居宅介護事業所
管理指導		名称	所在地
ツク		弘前市大字早稲田一丁目二の四	
		廃止年月日	平成二〇二〇

青森県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人弘愛会	名称	介護予防事業者	
		主たる事務所の所在地	
弘前市大字宮川三丁目一の四		介護予防事業の種類	介護予防事業所
管理指導		名称	所在地
ツク		弘前市大字早稲田一丁目二の四	
		廃止年月日	平成二〇二〇

青森県告示第二十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可したので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社弘前生花市場	氏名又は名称	開設者	
		住所	
弘前市大字高田三丁目七の二		名称	所在地
弘前市地方卸売市場		名称	所在地
弘前市地方卸売市場株式会社		名称	所在地
弘前市大字高田三丁目七の二		許年月日	平成二〇二四・一・四
		取扱品目	花き部

青森県告示第二十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場において卸売業務を行うことを許可したので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社弘前生花市場	氏名又は名称	卸売業者	
		住所	
弘前市大字高田三丁目七の二		名称	所在地
弘前市地方卸売市場		名称	所在地
弘前市地方卸売市場株式会社		名称	所在地
弘前市大字高田三丁目七の二		許年月日	平成二〇二四・一・四
		取扱品目	花き部

青森県告示第二十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

東津軽郡平内町大字東田沢字茂浦越沢五六の一、六〇、六二の一、七七、字小湊越一〇の二六、一〇の三一

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）

二 作業期間

平成二十三年五月三十日から同年十一月三十日まで

三 作業地域

- 青森市
- 八戸市
- 十和田市
- 東津軽郡平内町
- 上北郡野辺地町
- 上北郡七戸町
- 上北郡東北町
- 三戸郡三戸町
- 三戸郡五戸町
- 三戸郡南部町
- 三戸郡階上町

青森県告示第二十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 百石 上北郡おいらせ町苗平谷地二四番地一三 木村 慶造 上北郡おいらせ町一川目三丁目七三番地 沖田 民男 上北郡おいらせ町一川目二丁目七三番地 二〇〇 工藤 徳康	期 間 平成二十四年 一月十一日か ら同月二十五 日まで 場 所 百石町漁業 協同組合

公 営 企 業

勤怠管理システム機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年一月十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置及び保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

勤怠管理システム機器及びソフトウェア等 一式

二 賃貸借期間

平成二十四年二月一日から平成二十九年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一

青森県病院局運営部総務課

電話 〇一七 七二六 八三二〇

2 入札書の提出期限

平成二十四年一月二十三日 午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階 第一会議室

平成二十四年一月二十三日 午前十時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二

号の規定により免除する。

七 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十三年度の契約金額とする。ただし、平成二十四年度

から平成二十七年までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成二十八年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Labour Management System
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation.

2 Time limit for tender : 10:00 a. m. January 23, 2012

3 Contact point for the notice :
Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone : 017-726-8320

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭